

広島市条例第 5 2 号

令和 8 年 9 月 2 8 日

広島市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市公園条例の一部を改正する条例

広島市公園条例（昭和 3 9 年広島市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 2 項中「中央公園ファミリープール、中央公園ファミリープール附属設備（ロッカーに限る。）、」を削る。

別表第 2 中央公園ファミリープールの項及び中央公園ファミリープール附属設備の項を削る。

別表第 5 中備考の 1 を削り、備考の 2 を備考の 1 とし、備考の 3 を備考の 2 とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。